

9.17 交通渋滞

9.17.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.17-1 に示すとおりである。

表 9.17-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①交通量等の状況 ②道路等の状況 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	事業の実施に伴い交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 交通量等の状況

調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査(道路交通センサス)交通量調査報告書」(平成 24 年 3 月 東京都建設局道路建設部)、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」(国土交通省関東地方整備局)、「平成 27 年中の都内の交通渋滞統計(一般道路、首都高速道路)」(警視庁)等の既存資料及び現地調査によった。

2) 道路等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料を用い、計画地周辺の道路等の状況の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 交通量等の状況

ア. 既存資料調査

交通量等の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p.72 参照)に示したとおりである。計画地周辺における平日の交通量は 6,329～102,709 台/日、大型車混入率 15.1～49.3%である。

「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」によると、計画地北側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)と都道 484 号豊洲有明線の交差する晴海大橋南詰交差点が交通渋滞箇所にて特定されている。また、「平成 27 年中の都内の交通渋滞統計(一般道路、首都高速道路)」によると、計画地に最も近い一般道においては、晴海通りの築地四丁目交差点の下り方向において 0.31km の渋滞が発生している。

イ. 現地調査

現地調査による計画地周辺の交通量の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p.72 参照)に示したとおりである。計画地周辺の平日の交通量は 10,927～15,939 台/日、大型車混入率は 29.8～38.7%、休日の交通量は、10,299～12,870 台/日、大型車混入率は 19.5～26.3%である。

2) 道路等の状況

計画地周辺の主な道路の種類・規格等は、表 9.17-2 に示すとおりである。

表 9.17-2 計画地周辺の主な道路の種類・規格等

地点 番号	路線名	道路の種類	道路の規格	車線数
No. 1	特別区道 江 609 号	市町村道	第 4 種第 3 級	2
No. 2	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	都道府県道	第 4 種第 1 級	6

注) 表中の地点番号は、図 9.1-2 (p.47 参照)に対応する。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 62 参照) に示したとおりである。

計画地周辺には、教育施設等として 16 施設(幼稚園 2、認定こども園 2、小学校 3、中学校 4、高等学校 2、大学 3)、福祉施設として 29 施設(保育園・児童施設 25、高齢者福祉施設・障害者福祉施設 4)、医療施設として 2 施設(病院 2)、その他 1 施設の合計 46 施設が存在する。また、公園・緑地・児童遊園は合わせて 13 箇所存在する。

4) 規制等の状況

計画地周辺の主な道路の車線数は 2～6 車線であり、規制速度又は法定速度は 30～60km/h となっている。

表 9.17-3 計画地周辺の主な道路の規制速度

地点 番号	路線名	規制速度又は 法定速度 (km/h)
No. 1	特別区道 江 609 号	30
No. 2	都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線 (有明通り)	60

注) 表中の地点番号は、図 9.1-2 (p. 47 参照) に対応する。

9.17.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、工事車両の走行に伴う交通量の変化の程度を、周辺交通量と比較する方法によった。なお、予測に当たっては、計画地に隣接する有明アリーナ及び有明テニスの森（有明コロシアム改修工事を含む）整備に伴う工事用車両の影響も含めた。

(5) 予測結果

工事用車両の走行ルートは、図 7.2-7（p.26 参照）に示すとおりである。工事用車両の走行ルートは、交通渋滞による影響を軽減するために、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。

工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両は、表 9.17-4 に示すとおり 257 台と予測する（現況交通量は、表 9.1-26(2)（p.74 参照）、将来基礎交通量及び工事用車両の詳細は、資料編 p.29 参照）。

表 9.17-4 工事用車両の走行に伴う交通量の予測結果

（単位：台/日）

予測地点		種別	交通量		
			将来基礎交通量	工事用車両交通量	将来基礎交通量及び工事用車両交通量の合計
No. 1	都道 304 号日比谷豊洲 埠頭東雲町線 （有明通り）	有明体操競技場	16,339	104	16,596
		有明テニスの森		42	
		有明アリーナ		111	
		合計		257	

注）表中の地点番号は、図 9.1-2（p.47 参照）に対応する。

9.17.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。
- ・工事用車両の走行ルートは、有明北地区の他の会場等の建設も踏まえ、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画とする。
- ・朝・夕の周辺交通量が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底する。
- ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。
- ・計画地周辺において同時期に行われる事業の事業者との情報共有を行う。
- ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画の作成に努める。
- ・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる有明アリーナ及び有明テニスの森整備（有明コロシアム改修工事を含む）事業者との情報共有を行う。

9.17.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、交通流の現況とした。

(2) 評価の結果

周辺交通量に対して工事用車両台数が約 260 台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。

工事用車両の走行や走行ルートの計画に際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用すること、工事工程を可能な限り平準化すること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、有明北地区において予定されている他の会場等の建設の状況を十分把握すること、同時期に行われる有明アリーナ及び有明テニスの森整備（有明コロシアム改修工事を含む）事業者との情報共有を行うこと等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施することから、評価の指標は満足するものとする。

